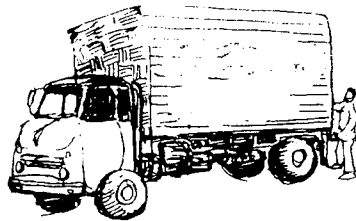




抗議集会に通りにかかった労働者から冷たいお茶の差し入れ。うれしくて記念撮影！



8月のスケジュール

| | | | | | | |
|----|-----|-----|---------|----|-------------|-----|
| 8月 | 4日 | (木) | 例会 | 午後 | 6:30 | 西蒲田 |
| 8月 | 8日 | (月) | 昼ビラ | 午後 | 12:00 | 蒲田東 |
| 8月 | 18日 | (木) | 運営委員会 | | 6:30 | 西蒲田 |
| 8月 | 26日 | (金) | 学習会 | 午後 | 6:30 | 西蒲田 |
| 8月 | 28日 | (日) | ユニオンカフェ | | | |
| | | | 午前 | | 10:00~12:00 | 西蒲田 |
| 8月 | 29日 | (月) | 機関紙 | 午後 | 1:00 | 西蒲田 |
| 8月 | 30日 | (火) | 機関紙 | 午後 | 1:00 | デイベ |

働く仲間の相談センター

京浜ユニオ
ニス

2016年
8月1日
NO.249

〒144-0051

東京都大田区西蒲田4-32-9
労働組合・京浜ユニオン
TEL 050-3410-6240
FAX 電話と同じ
振込口座 中央労働金庫蒲田支店
8655997 京浜ユニオン

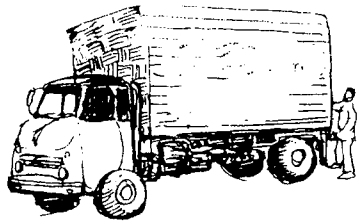
働く仲間の相談センター

Ex-ll keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp ホ-ムペ-ジ http://keihin3762.sakura.ne.jp/

Ex-ll keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp ホ-ムペ-ジ http://keihin3762.sakura.ne.jp/



抗議集会に通りがかった労働者から冷たいお茶の差し入れ。うれしくて記念撮影！



8月のスケジュール

| | | | |
|------------|----------------|----------|-----|
| 8月 4日 (木) | 例会 | 午後 6:30 | 西蒲田 |
| 8月 8日 (月) | 昼ビラ | 午後 12:00 | 蒲田東 |
| 8月 18日 (木) | 運営委員会 | 6:30 | 西蒲田 |
| 8月 26日 (金) | 学習会 | 午後 6:30 | 西蒲田 |
| 8月 28日 (日) | ユニオンカフェ | | |
| | 午前 10:00~12:00 | | 西蒲田 |
| 8月 29日 (月) | 機関紙 | 午後 1:00 | 西蒲田 |
| 8月 30日 (火) | 機関紙 | 午後 1:00 | デイベ |

働く仲間の相談センター

京浜ユニオ
ニス

2016年
8月1日
NO.249

〒144-0051

東京都大田区西蒲田4-32-9
労働組合・京浜ユニオン
TEL 050-3410-6240
FAX 電話と同じ
振込口座 中央労働金庫蒲田支店
8655997 京浜ユニオン

働く仲間の相談センター

ホームページ http://keihin3762.sakura.ne.jp/ ホームページ http://keihin3762.sakura.ne.jp/ ホームページ http://keihin3762.sakura.ne.jp/ ホームページ http://keihin3762.sakura.ne.jp/ ホームページ http://keihin3762.sakura.ne.jp/

Eメール keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp Eメール keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp Eメール keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp Eメール keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp Eメール keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp

東日興運のSさんに「解雇通知」

東日興運社に休業補償を要求しているS組合員に対し7月20日、同社より「解雇予告通知」が届きました。そしてその理由として、①身体の障害により、業務に耐えられない。②健康状態の分かる診断書の提出がない。③障害事件に関する刑事記録の提出に従わない。というものです。

しかし、これらのことは、今までの交渉の中で、同席の上で、充分議論し仕事には支障のないことも、会社は承知している筈であり、診断書の提出にも、期限をきって要求してきたものではありません。

また、傷害事件は裁判で決着がついており、その上で、労災認定されているものです。私たちはその後の休業状況に置かれているSさんの休業補償を要求しているのです。

これに対する会社の回答は、会社がこれまで支払ってきた、Sさんの、社会保険代以下なのです。

そんな休業補償なんて、聞いた事がありません。これでは、まさに労働者に「使い捨て」でしかありません。

東日興運社が就業規則の条文に該当させても、それは、その他もろもろの」といっているだけであり、理由の追及をしっかりと行うとともに、佐野さんが会社に行けなくなったのは、事件から約半年過ぎた頃にいきなり、取締役役員古田島房子から「あなたどうするの！会社に来られても仕事ありませんよ！」という電話が入ってからなのです。

まだ治療中の身体に、なんとむごい言葉でしょうか！
それから完治するまで、何もできなかったのです。

抗議闘争から裁判闘争へ

これまで、4月の団交決裂以来、7回にわたり、会社に対し、抗議行動をしてきましたが、事態の進展を図るために、あらたに裁判闘争へ入ることを決意しました。

今後ともご支援よろしく申し上げます。

残業になる時間と残業ではない時間

現在、ユニオンでは、4人が会社に残業代を請求するため、それぞれ、残業代を計算しています。何が残業で何が残業ではないのかわからないと残業代を計算できず、会社に請求できません。

残業（労働）時間に該当するケース

昼休みの来客当番や電話番

昼休み中に来客や電話に対応しなければならない場合

黙示の指示による労働時間

残業していることを使用者（社長や上司）が知っているにもかかわらず、見て見ぬふりをしている場合。帰れという指示を受けたことがない場合。暗黙で残業を認めていると解釈される。

所定労働時間外の教育訓練

ただし、強制ではなく、自由参加の場合は該当しない。

着替え時間

着用を義務づけられた制服や作業服に着替える場合。

仮眠時間

警報や電話に対応することが義務づけられている場合。実態から判断する必要がある。

病院のオンコール

毎週のように呼び出しがある場合は労働時間。実態で判断。

手待ち時間

仕事の待機時間は使用者の指揮命令下にあるので、労働時間。

残業（労働）時間に該当しないケース

通勤時間

家庭と会社の往復

出張先への往復時間

ただし、品物を運ぶ業務としての移動時間は労働時間に該当

宿直

夜の見回りのある夜勤と熟睡できる宿直では扱いがちがいます。

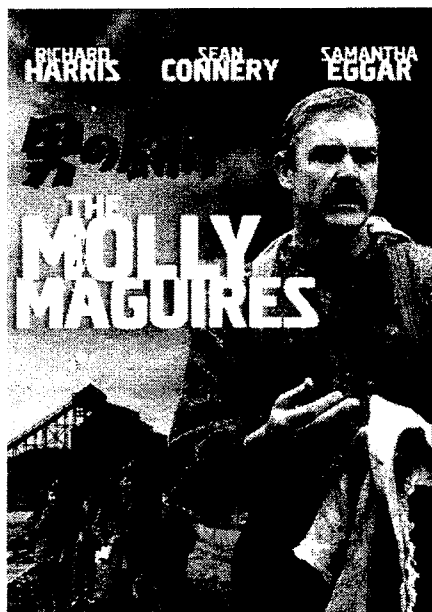
第6回 カフェ・ド・キネマ

日時：2016.8.28（日）13:30～

DVD鑑賞後に、みんなで語り合います

場所：京浜ユニオン事務所（大田区西蒲田4-32-9）

（電話：050-3410-6240）



あらすじ

—彼らを闘いに駆りたてたのは、何物にも代えがたい“誇り”だった—

1870年代のペンシルバニア北東地方の炭坑では、アイルランド移民の坑夫たちが秘密結社“モリー・マガイア”を組織し、苛酷な労働と生活のための闘いに立ち上がった。その争議がピークに達した1876年、1人の労働者ジェームズ（リチャード・ハリス）が仕事を求め、この地方にやってきた。この新顔に対して、結社の指導者キーオ（ショーン・コネリー）、フレイザー（アート・ランド）、ドーティ（アンソニー・ザーブ）、マックアンドリュウ（アンソニー・コステロ）たち坑夫は、最初は疑ったが次第に彼を信用するようになる。しかし、彼は警察から送り込まれたスパイだった。彼は組織の信用を得て、闘いに参加していくが…。アイルランド人の利益を守るために闘った男たちを描く。



かわら版

Union

2016年8月1日

8月ユニオン日程

京浜ユニオン宣伝活動

8日(月) 12-13時、蒲田駅東口ビラ配布行動

大田平和のための戦争資料展

19日 14-16時、20日 10-18時、21日 10-16時、大田区民プラザ

ユニオン学習会

26日(金) 18:30 ユニオン事務所。ハンセン病資料館見学のための学習会

ユニオンカフェ

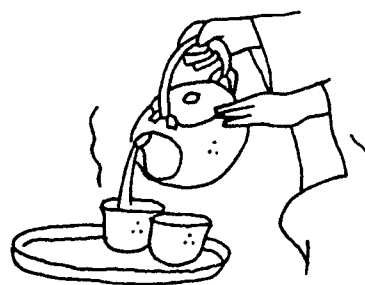
28日(日) 10-12時

カフェ・ド・キネマ

28日(日) 13時～

労働者向けセミナー「労働審判制度という選択～労働トラブルのスピード解決に向けて～」

9月6日(火)、9月8日(木) 共に 18:30-20:30、東京都南部労政会館。
東京都労働相談情報センター主催。



放射線汚染の人体への影響について

その1

政府は高線量の汚染地域の避難を解除して、福島県民を地元に戻そうとしている。本当に安全なのか？心配である。

放射能が人間の体にいいわけがない。いずれ統計になって、将来私たちの前にあらわれる。そのときでは遅い。それは死者の統計として出てくる可能性が高いからである。

今の段階でわかっていることをまとめてみました。

内部被ばくは特に怖い

もし、食物を通じて体内に取り込んでしまった場合は、至近距離で放射能を浴び続けることになるので、汚染されたものは食べてはいけない。

子どもへの影響が大きい

放射能の影響は大人よりも細胞分裂が活発な乳幼児・子供・妊産婦(胎児)のほうが、2~3倍受けやすいといわれています。

茨城県取手市の市立小中学校の学校検診で心電図の異常が2010年1. 79%11年2. 38%12年5. 26%と増えている。

福島の鳥類の減少

高濃度汚染地域に住む鳥のオスの多くは無精子症である。その結果個体数が減少している。他にチョウ類・セミ類が著しく減少。

広島・長崎の原爆の影響

昭和24年から25年の広島での赤ちゃんの奇形率は22. 3%で、一般の奇形率8. 8%をはるかにしのいでいる。

原爆被爆生存者調査結果によると、100ミリシーベルトの被ばくにより、ガンの生涯死亡リスクは0. 5%増える。1万人で500人増加。

チェルノブイリの事故の影響

チェルノブイリの汚染地域の動物の個体群が縮小し、個体数が減少している。事故後の作業で25000人以上がなくなり、70000人以上が身体障害者になった。そして死亡の20%は自殺です。

ウクライナやベラルーシでは事故から25年も経過したが、ガンの重症患者は増加の一途である。

今後とも調査を継続し、その2・3を発表します・

7. 1 4 清水雅彦さん講演会

緊急事態条項の危険を警鐘！

日本体育大学教授の清水雅彦さんの講演では、安倍首相が憲法を改悪して、現在憲法にない「国家緊急権」を導入しようと企んでいる。ことが話された。

国家緊急権とは「戦争・内乱・大規模自然災害など、平時の統治機構をもっては、対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立法的な憲法秩序を一時停止して非常措置をとる権限」であり、内閣が国会を無視して政令で独裁的な権力を持つようとするものです。

憲法を停止し、国会を停止し、行政府が独裁を行う。かつて、ナチスがやった方法である。

安倍首相は、憲法9条違反の戦争法を制定しました。緊急事態条項論は「お試し改憲論」にとどまらない「戦争する国」に適合的な憲法に変えてしまうという危険な改憲論であることを訴えた。

続いて大田区職で、震災ボランティアを経験した秋元さんから、自然災害時の対処は現場で柔軟に対処することが必要であると阪神淡路震災・東日本震災の経験を話された。



デイベンロイ経営者の退職金ごまかしを撃破！

営業所所長のセクハラ・パワハラに反撃

工場閉鎖攻撃と組合つぶし攻撃と闘っているあの東部労組デイベンロイ労組支部が最近二つの成果をあげた。

一つ目は営業所のパワハラ・セクハラ所長に対する闘いに営業所の仲間が3名決起し組合に加入し、団交で会社を追求したことである。

女性の事務員は勇敢にも直属上司をセクハラで訴えた。お尻を10数回さわられ、腹をみせろといわれたりしたことや、パートとして、差別されたことを、組合に加入し、団体交渉で訴えた。

中堅の営業マンは、サービス残業の強制に疑問を持ち、タイムカードを携帯カメラで毎日記録した。陰口で、営業所の和を乱すと名指しされたため、パワハラ所長と対峙するため、組合に加入し、団体交渉で、所長のパワハラを訴えた。

同じく、有給休暇を真面目に消化している別の営業マンも、そのことで、「誰が一番有給休暇を取っているか」と名指しでけん制され、身の危険を感じて組合に加入した。

二つ目の闘い、退職金のごまかし、その一つを撃破！

デイベンロイでは、様々な方法で、退職金の支払いをごまかしている。

その一つが、昔、賃金カット時に会社と協定した「賃金カット前の基本給で退職金を計算する」ことだ。

これまでも、退職した社員は全員、賃金カット後の安い賃金で計算された退職金でごまかされてきた。そのことを団体交渉で追及すると、個別交渉だからいいんだ。不満なら、訴えればいいだろう。との態度でした。

組合員のAさんは団交で、Bさんは喫茶店での交渉で、会社に認めさせてきましたが、新たにOB組合員と退職勧奨で退職させられた管理職も「賃金カット前の基本給で支払え」と訴え、場合によっては、共同で裁判闘争も辞さない決意で会社と交渉してきました。

7月22日、同時に二人の要求を会社は認め、二人で差額190万円を支払いました。

まだ、いくつかのごまかしがありますが、最終的には裁判に訴えてでも、会社の不正を暴こうと考えています。

沖縄平和行進に参加(後篇)

4日目、最終日は、沖縄の施政権が米国から、日本に返還されて44年となった5月15日です。この日、平和とくらしを守る県民大会が那覇の新都心公園で開かれました。

炎天下の中、私たちは6.1キロの南コースを巡って会場へ入りました。参加者全体で2500人、集会で名護市辺野古の新基地建設、高江のオスプレイ用ヘリパッド建設や安全保障関連法、原発再稼働などに反対することを確認し、沖縄から全国各地に運動を広げることが誓い合った。

私は今回、2度目の参加でしたが、沖縄と本土の人との平和への思いが大きく違っているように思います。本土の人が、沖縄の人たちの戦中戦後の苦難の歴史が現在なお続いていることを強く思い、行動を共にしなければ、71年続いた日本の平和も危ないと思います。

- 沖縄の米軍基地は戦中戦後に住民が収容所に入れられている時に米軍が強制収用して作りました。米軍は、新しい基地が必要になると住民を「銃剣とブルドーザー」で追い出し、住民の家を壊して基地を作っていました。

1945年4-6月の沖縄戦では凄惨な地上戦で県民の4人に1人が犠牲となりました。戦後は、米軍が沖縄を、朝鮮戦争、ベトナム戦争、湾岸戦争、アフガニスタン・イラク戦争の出撃拠点にし続けました。

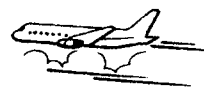
沖縄の人たちは、戦争の被害者にも加害者にもなりたくない、辺野古新基地建設に反対しています。

辺野古新基地建設は、普天間飛行場がない、巨大な艦船の泊まる護岸、オスプレイ100機、V字型滑走路を備える200年耐用の最新鋭基地です。

又、基地の予定の辺野古大浦湾は、ジュゴンが回遊し、ウミガメが産卵し、短期間の調査で新種の生物が多数発見されて、国内でも貴重な生物が棲む海で、自然の宝庫です。

やんばるくいなが棲む北部の高江ヘリパッドが建設されると、オスプレイの騒音で動物も生きて行けなくなります。沖縄の人々の人権、生存権が脅かされているにもかかわらず、安倍自公政権はおかまいなしです。

米軍のこれ以上の犯罪を許さず、戦争を招く米軍基地を阻止するため、沖縄の人の思いを受け止め、沖縄の闘いに連帯して行こう!! (松下)



第2回 ユニオンカフェ

今回のお題は……韓国！

韓国のお茶とコーヒーとスナック菓子があるよ

ユーチューブでKポップも聞けるよ

労働運動、政治、経済、文化、歴史、ハングルの読み方、韓国語学習法等など
韓国に関係ない話でも、もちろんOK

通訳案内士による韓国語の労働相談もあるよ(もちろん日本語でもいいよ)

韓国人労働者の皆さんも、国際連帯だよ、オソオセヨ(いらっしやい)!

8月28日(日) 10:00-12:00

京浜ユニオン事務所

* * * * *

フィリピンの日系企業ナカシンによる75人の不当解雇を許すな

7月24日から4日間、フィリピンに行ってきた。ミンダナオ島ダバオ市で開かれたフィリピン人権国際会議に参加するためだ。会議の途中に、久しぶりに再会したKMU(5月1日運動。フィリピン最大のナショナルセンター)議長の案内で、争議中のマンゴー加工工場を訪れた。会社名はナカシン。本社が鹿児島県にある日系企業だ。加工したマンゴーを日本とヨーロッパに輸出している。ここで働いているのはほとんどが派遣労働者。休憩時間の確保や未払い残業代の支払いなど労働条件の改善を要求したところ、75人が即日解雇されたという。20代・30代の若い労働者は工場正門前にテントを張り、トラックの出入りを止めている。問題解決に向けて日本でも取り組んでほしいという要望を受けてきた。具体的行動を検討中だ。フィリピンは今年大統領選挙があり、ドテルテ氏が当選。日本でいうと農林水産相、厚労相に左派活動家が就任。労働相も左派系知識人が就き、KMU活動家が副大臣になった。ナカシン争議もどうにかならないかと聞いたら、時間がかかるとのことだった。労働者が闘うしかない。日系企業の悪行を早く止めなければならない。



7月10日 ユニオンカフェ

当日の参加者は8名でした。当初期待していた女性会員の参加がなく、男だらけの集まりになりました。

子どもがきてもいいように、かき氷機を用意して、カルタ遊びも準備しました。

大人用にコーヒメーカーを用意し、参加費200円でお菓子の準備をしました。

当日はお酒抜きでしたが、約2時間参加者のフリートーキングで、楽しく交流できました。

次回は8月28日（日）詳しくは別紙で。

7月11日 宣伝ビラ配布

月例の駅頭宣伝ビラ配布活動を行いました。昼のJR蒲田東口での配布ビラには4人が参加し、ユニオンの旗と、労働相談ののぼりをたてました。

次回は8月8日（月）JR蒲田東口

7月29日 全労協16春闘パンフ学習会

毎月最終週の金曜日にユニオンの月例学習会を開いています。

第1回は6月24日渡辺さんによる「デイベンロイの組合結成」でした。2回目の7月29日は全労協16春闘パンフをもとに、伊藤さんを報告者に学習会を開きました。42ページの報告書を独自に作って、わかりやすく解説していただきました。現役の先生らしく、最後にテストがありました。

次回は8月26日（金） テーマは4日の例会で。



労働と貧困 2016 年 6 月 (出典は東京新聞・朝日新聞)

1 日 4 月の有効求人倍率(季節調整値)は 1.34 倍で前月比 0.04 ポイント上昇。都道府県ごとの求人倍率(同)は 2005 年 2 月の集計開始以来、初めて全都道府県で同時に 1 倍を上回った。／総務省が発表した 4 月の家計調査(速報)は物価の影響を除いた実数で前年同月より 0.4%減少。／厚労省によると生活保護受給世帯中、65 歳以上の高齢者を中心とする世帯が 3 月時点で過去最多。／財務省によると企業の内部留保を指す「利益剰余金」は 3 月末時点で前年同期比 6%増の 366 兆円。1~3 月期に企業が支払った給与は 28 兆円で前年同月比とほぼ同じ。政権発足時より 3%減。

8 日 マタニティーハラスメントに関し、2015 年度に都道府県労働局に労働者から寄せられた相談件数が前年度比 19%増の 4269 件に上り、過去最多。

14 日 厚生労働省の中央最低賃金審議会が初回の会合。塩崎厚生労働相が年 3%幅の引き上げに意欲を示した。昨年度は時給で 18 円分(2.3%)。

16 日 労働組合「介護・保育ユニオン」が結成を発表。

17 日 ワタミで初めて労働組合が結成。グループの正社員約 2000 人とアルバイト約 15000 人の大半が加入。UAゼンセンが支援。5 月 16 日、労組「ワタミメンバーズアライアンス」(組合員数約 13000 人)が結成され、入社すると同労組に加入することになる「ユニオンショップ協定」を労使で結んだ。

25 日 プロジェクト「NO MORE 賃金泥棒」がアルバイトなどで働く若者 407 人に仕事の実態について調査したところ、「不払いがある」と答えた人は 30%。賃金が 15 分単位の切り捨て計算になっていたり、制服への着替えの時間が労働時間から除外されたりするケースがあった。回答者の平均年齢は 26.4 歳で、正社員が 44%、パート・アルバイトが 38%。働く上でのルール認知度を尋ねた質問では、「賃金は 1 分単位で計算される」を知っている人は 38%、「着替えなど準備の時間でも賃金は発生する」は 47%だった。「半年働けば有給休暇が取れる」は 66%。

29 日 総務省の 2015 年国勢調査「1%抽出速報」によると女性の労働力率は 49.8%で前回から 0.2%上昇。25~29 歳は 80.9%。